

照明器具 安全チェックシート

施設用LED照明器具 安全チェックシート（詳細版）

- 3年に1度、専門家による安全チェックシート(詳細版)による点検を受けてください。(HID照明器具に相当するLED照明器具も含む)
- 点検結果の(該当する)の欄にチェック✓印がある場合は、処理手順に従ってください。

分類		安全点検項目		点検結果		処理手順
				該当する	該当しない	
使用状況・環境	使用期間	1	10年以上、または累積点灯時間が30,000時間以上である。			D
		2	15年以上、または累積点灯時間が40,000時間以上である。			A
	使用環境	3	温度:照明器具周囲温度が35℃を超えている。			C
		4	雨水:照明器具に雨水がかかる。			C
		5	湿度:浴室など照明器具周辺の湿度が85%RHを超えている。			C
		6	粉じん:精糖工場など粉じんが多い。			C
		7	腐食性ガス:化学薬品工場、温泉など腐食性ガスが発生する。			C
		8	可燃性ガス:石油化学工場など可燃性ガスが発生する。			C
		9	風:軒下など照明器具が風の影響を受ける。(屋外用を除く)			C
		10	振動・衝撃:工場など照明器具が振動の影響を受ける。または、ホイストクレーンやボールが当たる等の衝撃の影響を受ける。			C
		11	油煙・オイルミスト:鋳造工場、金属加工工場など照明器具が油煙やオイルミストの影響を受ける。			C
		12	雷害:雷の影響で消灯、または点滅したことがある。			D
照明器具本体・電源装置・部品	灯体	1	清掃しても汚れが落ちない。			D
		2	点さび(点状のさび)、変色、ふくれ、またはひび割れが見られる。			D
		3	塗装面の塗膜剥離、または腐食が著しい。			A
		4	取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。			B
		5	照明器具内部に浸水、または浸水跡がある。			C
		6	灯具に埃が堆積している			D
	取付金具類	7	変色、さび、変形、破損などがある。			B
		8	照明器具が傾くなど、正常に取付けられていない。			B
	可動部分の動作	9	可動部分(開閉箇所、調整箇所など)の動きが悪い。			B
		10	可動部分にさびが発生している。			B
	電線	11	硬化、または変色が見られる。			A
		12	ひび割れ、または心線露出が見られる。			A
	カバー	13	変形、または変色が見られる。			B
		14	破損、またはひび割れが見られる。			B
		15	カバーへの汚れ付着により光透過率が低下している。			D
	端子台	16	接触(端子)部分に変色、またはさびがある。			B
		17	接触(端子)部分が黒くこげたようになっている。			A
		18	外郭材料に変色、ひび割れ、破損、こげ跡、熱変形などがある。			A
	スイッチ類	19	誤動作したり、スイッチを入れても点灯しないものがある。			B
	ねじ類	20	ねじなどに変色、さび、ひび割れ、破損などがある。			B
		21	ねじにゆるみがある。			D
	パッキン、プッシング、 圧力止め、ランプサポート	22	変色、硬化、ひび割れが見られる。または、破損している。			B
	電気的特性	23	分岐回路の絶縁抵抗が0.2MΩ未満(150V超過)、または0.1MΩ未満(150V以下)である。			B
		24	照明器具単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が30MΩ未満である。			A

分類			安全点検項目		点検結果		処理手順
					該当する	該当しない	
照明器具本体・電源装置・部品	共通	その他	25	こげ臭いにおいがする。			A
			26	発煙の跡がある。			A
			27	照明器具の近傍に燃えやすいものがある。			C
	光源近傍	ソケット及びコネクタ (交換形の場合)	1	接触(端子)部分に変色、またはさびがある。			B
			2	接触(端子)部分が黒くこげたようになっている。			A
			3	外郭材料に変色、ひび割れ、破損、こげ跡、熱変形などがある。			A
			4	接続部ソケットの接触子、ばねなどが劣化している。または、可動部の動きが悪い。			B
			5	ランプの固定が悪く、ぐらついている。			B
		発光部、 またはランプ	1	発光部周辺にほこりやごみがある。			A
			2	発光部の一部または全体の色味が変化している。			D
			3	発光部の一部または全体が暗い。			D
			4	発光部の一部または全体がチラついている。			D
			5	短時間で点灯不能となる。(点灯寿命が短い)			B
			6	発光部を交換しても正常に点灯しないものがある。			B
			7	発光部を交換しても点灯するまでに時間が長くなるものがある。			D
			8	発光部を交換しても他のランプより極端に暗いものがある。			D
			9	指定外のランプを使用している。			B
			10	ランプの本体、またはグローブに変色、変形、ひび割れがある。			B
		ケース	1	熱による変色が見られる。			B
			2	さびの発生が見られる。			B
			3	内部の充填物などが流出している。			B
			4	変形、または破損が見られる。			A
		口出し線	5	硬化、または変色が見られる。			B
			6	ひび割れ、または心線露出が見られる。			B
		電気的特性	7	LED電源装置単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が30MΩ未満である。			B
	光電式自動点滅器	使用期間	1	4年以上使用している。(1P形〈一般形〉)			B
			2	8年以上使用している。(1L形、2形、3形)			B
		状態、動作	3	透光性カバーなど、表面に異常発熱、焼けた形跡、クラック、または変形がある。			A
			4	昼間に点灯している。または、夜間もしくは遮光袋で覆っても点灯しない。			B
			5	内部に浸水した形跡がある。			A
			6	口出し線に変色、硬化、ひび割れ、心線露出などがある。			A
			7	取付け姿勢が正常でない。			C

具体的処置

処理手順	具体的処置	該当する個数
A	照明器具の劣化がすすみ、危険な状態になっています。 事故防止のためすぐに使用を中止し、新しい照明器具にお取替えください。	()個
B	部品の一部の劣化がすすみ、危険な状態になっています。 部品交換をしてください。(複数個ある場合は、新しい照明器具への取替えをおすすめします)	()個
C	照明器具が使用環境に適しておらず、危険な状態になっています。 事故防止のためすぐに使用を中止し、使用環境に適した照明器具にお取替えください。	()個
D	照明器具の劣化がすすみ、危険な状態に至る可能性があります。 今後は1年に1度、安全チェックシート(詳細版)による点検を実施してください。	()個

「安全チェックシート」は(一社)日本照明工業会のホームページよりダウンロードできます。 URL <https://www.jlma.or.jp>

施設用蛍光灯器具 安全チェックシート（施設用蛍光灯器具（防水形、防じん形を除く）用 詳細版）

- 3年に1度、専門家による安全チェックシート（詳細版）による点検を受けてください。
- 点検結果の（該当する）の欄にチェック✓印がある場合は、処理手順に従ってください。

分類	安全点検項目	点検結果		処理手順
		該当する	該当しない	
使用状況環境	使用期間	1 10年以上、または累積点灯時間が30,000時間以上である。		D
		2 15年以上、または累積点灯時間が40,000時間以上である。		A
	使用環境	3 温度:照明器具周囲温度が35℃を超えている。		C
		4 雨水:照明器具に雨水がかかる。		C
		5 湿度:浴室など照明器具周辺の湿度が85%RHを超えている。		C
		6 粉じん:精糖工場など粉じんが多い。		C
		7 腐食性ガス:化学薬品工場、温泉など腐食性ガスが発生する。		C
		8 可燃性ガス:石油化学工場など可燃性ガスが発生する。		C
		9 風:軒下など照明器具が風の影響を受ける。(屋外用を除く)		C
		10 振動・衝撃:工場など照明器具が振動の影響を受ける。または、ホイストクレーンやボールが当たる等の衝撃の影響を受ける。		C
		11 油煙・オイルミスト:鑄造工場、金属加工工場など照明器具が油煙やオイルミストの影響を受ける。		C
		12 雷害:雷の影響で消灯、または点滅したことがある。		D
		13 蛍光ランプやグロースタートの寿命時に長時間放置している、またはしたことがある。		D
	保守			D
照明器具本体・部品	灯体	1 清掃しても汚れが落ちない。		D
		2 点さび(点状のさび)、変色、ふくれ、またはひび割れが見られる。		D
		3 塗装面の塗膜剥離、または腐食が著しい。		A
		4 取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。		B
		5 照明器具内部に浸水、または浸水跡がある。		C
	取付金具類	6 変色、さび、変形、破損などがある。		B
		7 照明器具が傾くなど、正常に取付けられていない。		B
	可動部分の動作	8 可動部分(開閉箇所、調整箇所など)の動きが悪い。		B
		9 可動部分にさびが発生している。		B
	電線	10 硬化、または変色が見られる。		A
		11 ひび割れ、または心線露出が見られる。		A
	カバー	12 変形、または変色が見られる。		B
		13 破損、またはひび割れが見られる。		B
	ランプソケット端子台	14 接触(端子)部分に変色、またはさびがある。		B
		15 接触(端子)部分が黒くこげたようになっている。		A
		16 外郭材料に変色、ひび割れ、破損、こげ跡、熱変形などがある。		A
		17 ソケットの接触子、ばねなどが劣化している。または、可動部の動きが悪い。		B
		18 ランプの固定が悪く、ぐらついている。		B
	スイッチ類	19 誤動作したり、スイッチを入れても点灯しないものがある。		B
	コンデンサ	20 コンデンサケースに変形、ふくらみ、または油漏れがある。(安定器に付属するものを含む)		A
	ねじ類	21 ねじなどに変色、さび、ひび割れ、破損などがある。		B
		22 ねじにゆるみがある。		D
	バックシン、フッソング、張り止め、ランプサポート	23 変色、硬化、ひび割れが見られる。または、破損している。		B
	電気的特性	24 分岐回路の絶縁抵抗が0.2MΩ未満(150V超過)、または0.1MΩ未満(150V以下)である。		B
		25 照明器具単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が30MΩ未満である。		A
	その他	26 こげ臭いにおいがする。		A
		27 発煙、または油漏れ跡がある。		A
		28 照明器具の近傍に燃えやすいものがある。		A
ランプ		1 ランプを交換しても正常に点灯しないものがある。		B
		2 ランプを交換しても点灯するまでに時間が長くなるものがある。(グロー点灯方式7秒以上、インバータ点灯方式3秒以上)		D
		3 ランプを交換しても他のランプより極端に暗いものがある。		D
		4 ランプの寿命が以前より短くなったり、黒化が早くなっている。		D
		5 短時間で点灯不能となる。		D
		6 指定外のランプを使用している。		B
安定器インバータ	ケース	1 熱による変色が見られる。		B
		2 さびの発生が見られる。		B
		3 内部の充填物などが流出している。		B
		4 変形、または破損が見られる。		B
	口出し線	5 硬化、または変色が見られる。		B
		6 ひび割れ、または心線露出が見られる。		B
	電気的特性	7 安定器単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が30MΩ未満である。		B

具体的処置

処理手順	具体的処置	該当する個数
A	照明器具の劣化がすすみ、危険な状態になっています。 事故防止のためすぐに使用を中止し、新しい照明器具にお取替えください。	()個
B	部品の一部の劣化がすすみ、危険な状態になっています。 部品交換をしてください。(複数個ある場合は、新しい照明器具への取替えをおすすめします)	()個
C	照明器具が使用環境に適しておらず、危険な状態になっています。 事故防止のためすぐに使用を中止し、使用環境に適した照明器具にお取替えください。	()個
D	照明器具の劣化がすすみ、危険な状態に至る可能性があります。 今後は1年に1度、安全チェックシート（詳細版）による点検を実施してください。	()個

「安全チェックシート」は(一社)日本照明工業会のホームページよりダウンロードできます。 URL <https://www.jlma.or.jp>

HID照明器具 安全チェックシート（詳細版）

- 3年に1度、専門家による安全チェックシート（詳細版）による点検を受けてください。
- 点検結果の（該当する）の欄にチェック✓印がある場合は、処理手順に従ってください。

分類		安全点検項目		点検結果		処理手順
				該当する	該当しない	
使用状況 環境	使用期間	1	10年以上、または累積点灯時間が30,000時間以上である。			D
		2	15年以上、または累積点灯時間が40,000時間以上である。			A
	使用環境	3	温度:照明器具周囲温度が35℃を超えている。			C
		4	湿度:浴室など照明器具周囲の湿度が85%RHを超えている。			C
		5	粉じん:精糖工場など粉じんが多い。			C
		6	腐食性ガス:化学薬品工場、温泉など腐食性ガスが発生する。			C
		7	風:軒下など照明器具が風の影響を受ける。(屋外用を除く)			C
		8	塩害:海岸沿いなど塩害の影響を受ける。			C
		9	可燃性ガス:石油化学工場など可燃性ガスが発生する。			C
		10	振動:衝撃・橋梁、工場などで照明器具が著しい振動の影響を受ける。または、ホイストクレーンやボールが当たる等の衝撃の影響を受ける。			C
		11	油煙・オイルミスト:鑄造工場、金属加工工場など照明器具が油煙やオイルミストの影響を受ける。			C
		12	雷害:雷の影響で消灯、または点滅したことがある。			D
照明器具本体・部品	灯体	1	清掃しても汚れが落ちない。			D
		2	点さび(点状のさび)、変色、ふくれ、またはひび割れが見られる。			D
		3	塗装面の塗膜剥離、または腐食が著しい。			A
		4	取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。			B
		5	照明器具内部に浸水、または浸水跡がある。			C
	取付金具類	6	変色、さび、変形、破損などがある。			B
		7	照明器具が傾くなど、正常に取付けられていない。			B
	可動部分の動作	8	可動部分(開閉箇所、調整箇所など)の動きが悪い。			B
		9	可動部分にさびが発生している。			B
	電線	10	硬化、または変色が見られる。			A
		11	ひび割れ、または心線露出が見られる。			A
	カバー	12	変形、または変色が見られる。			B
		13	破損、またはひび割れが見られる。			A
	ランプソケット 端子台	14	接触(端子)部分に変色、またはさびがある。			B
		15	接触(端子)部分が黒くこげたようになっている。			A
		16	外郭材料に変色、ひび割れ、破損、こげ跡、熱変形などがある。			A
		17	ソケットの接触子、ばねなどが劣化している。または、可動部の動きが悪い。			B
		18	ランプの固定が悪く、ぐらついている。			B
	スイッチ類	19	誤動作したり、スイッチを入れても点灯しないものがある。			B
	コンデンサ	20	コンデンサケースに変形、ふくらみ、または油漏れがある。(安定器に付属するものを含む)			A
	ねじ類	21	ねじなどに変色、さび、ひび割れ、破損などがある。			B
		22	ねじにゆるみがある。			D
	電気的特性	23	変色、硬化、ひび割れが見られる。または、破損している。			B
		24	分岐回路の絶縁抵抗が0.2MΩ未満(150V超過)、または0.1MΩ未満(150V以下)である。			B
		25	照明器具単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が30MΩ未満である。			A
	その他	26	こげ臭いにおいがする。			A
		27	発煙、または油漏れがある。			A
ランプ		1	ランプを交換しても正常に点灯しないものがある。			B
		2	ランプを交換しても他のランプより極端に暗いものがある。			D
		3	ランプの寿命が以前より短くなったり、黒化が早くなっている。			D
		4	短時間で点灯不能となる。			D
		5	指定外のランプを使用している。			B
安定器・インバータ	ケース	1	熱による変色が見られる。			B
		2	さびの発生が見られる。			B
		3	内部の充填物などが流出している。			B
		4	変形、または破損が見られる。			A
	口出し線	5	硬化、または変色が見られる。			B
		6	ひび割れ、または心線露出が見られる。			B
	電気的特性 (安定器別置)	7	安定器単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が30MΩ未満である。			B
光電式自動点滅器	使用期間	1	4年以上使用している。(1P形〈一般形〉)			B
		2	8年以上使用している。(1L形、2形、3形)			B
	状態・動作	3	透光性カバーなど、表面に異常発熱、焼けた形跡、クラック、または変形がある。			A
		4	屋間に点灯している。または、夜間もしくは遮光袋で覆っても点灯しない。			B
		5	内部に浸水した形跡がある。			A
		6	口出し線に変色、硬化、ひび割れ、心線露出などがある。			A
		7	取付け姿勢が正常でない。			C

具体的処置

処理手順	具体的処置	該当する個数
A	照明器具の劣化がすすみ、危険な状態になっています。 事故防止のためすぐに使用を中止し、新しい照明器具にお取替えください。	()個
B	部品の一部の劣化がすすみ、危険な状態になっています。 部品交換をしてください。(複数個ある場合は、新しい照明器具への取替えをおすすめします)	()個
C	照明器具が使用環境に適しておらず、危険な状態になっています。 事故防止のためすぐに使用を中止し、使用環境に適した照明器具にお取替えください。	()個
D	照明器具の劣化がすすみ、危険な状態に至る可能性があります。 今後は1年に1度、安全チェックシート（詳細版）による点検を実施してください。	()個

簡易版 劣化診断チェックシート

誘導灯・非常用照明器具

すべての製造物は使用(設置)開始と同時に劣化が始まり、その進行によりいつかは機能不良となります。誘導灯および非常用照明器具の場合、法令で定められた定期点検報告制度があり、点検の結果、所期の機能が確認されれば引き続き使用することができ、次回の点検まで正常に機能することが期待されます。ところが、劣化進行に伴って生じる機能不良は、その時期をある程度は予測できるものの、これを正確に予測することは不可能です。ご使用いただいている誘導灯や非常用照明器具の劣化進行による不意の機能不良を避けるためにも、器具の劣化状態を診断いただき、適切な交換・修理等を行うことをおすすめいたします。

- 劣化進行による不意の機能不良を避けるために法定点検とは別に1回/年の劣化診断をおすすめいたします。
- 診断を行う製品について、設置場所と型番を記載してください。
- 下欄の劣化診断チェック項目について診断し、該当する場合は診断結果に✓印を記入し、処置手順に従ってください。

設置場所	
製品型番	

劣化診断チェック項目		診断結果/点検年月					処置手順
		/	/	/	/	/	
1	使用期間は15年以上。						✓印がある場合は、劣化が進んでいます。不意の機能不良を避けるために器具の交換をしてください。
2	こげたような臭いがする。						
3	器具に発煙、油漏れなどの形跡がある。						
4	電線類にひび割れ・芯線露出がある。						
5	配線部品などに変形・ひび割れ・ガタツキ・破損がある。						
1	使用期間は8年以上。						✓印がある場合は、劣化が進んでいることがあります。新しい器具に交換するか、もしくは専門家に相談ください。
2	ランプが極端に早く寿命になる、または黒化する。						
3	ランプモニタ(赤色LED)が点滅または点灯している。						
4	充電モニタ(緑色LED)が点灯していない。 ^{*1}						
5	ここ2、3年、故障による交換台数が増えている。						
6	本体、反射板の汚れは、掃除をしても取れない、または変色がある。						
7	点検スイッチを操作しても非常点灯に切り替わらない。 ^{*1}						
8	塗装面にふくれ、ひび割れなどがある、またはさびが出ている。						
1	表示板の絵や矢印が判別しにくい(汚損・変形・破損がある)。 ^{*2}						✓印がある場合は、新しい部品に交換をしてください。
2	表示板に著しい変色(黄変や緑地部分の脱色)がある。 ^{*2}						
3	蓄電池(バッテリー)に白い粉が出ている。 ^{*3}						
4	蓄電池(バッテリー)の使用期間は6年以上。						
5	ランプの端部が極端に黒化している。						
6	グロースタータ(点灯管)が点滅をくり返す。						

※1: 電池内蔵形の器具が対象です。蓄電池(バッテリー)、ランプの異常も考えられますので、蓄電池、ランプを交換するか、もしくは問題がないかの確認を専門家に相談ください。

※2: 避難口・通路誘導灯器具が対象です。表示板は、6～10年が交換の目安です。

※3: 蓄電池(バッテリー)は、4～6年が交換の目安です。

上記の劣化診断チェック項目以外でも不具合があれば、ご購入した販売店・工務店・メーカーなどの専門家に相談ください。

「簡易版 劣化診断チェックシート」は(一社)日本照明工業会のホームページよりダウンロードできます。 URL <https://www.jlma.or.jp>

住宅用照明器具 安全チェックシート

- 安全のために1年に1回は点検をおすすめいたします。
- 下欄の安全点検項目について点検し、該当する場合は点検結果欄に✓印を記入し、処置手順に従ってください。



愛情点検

LED 器具	白熱・ 蛍光灯	安全点検項目		点検結果			処置手順
				点検年月	/	/	
○	○	A1	スイッチを入れても、時々点灯しないときがある。				✓印がある場合は危険な状態になっています。事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい器具にお取り替えください。
○	○	A2	プラグ、コード、又は本体を動かすと点滅する。				
○	○	A3	プラグ、コードなどが異常に熱い。				
○	○	A4	こげたような臭いがする。				
○	○	A5	点灯時にブレーカが動作することがある。				
○	○	A6	コード、ソケット及び配線部品に傷み、ひび割れ、又は変形がある。				
○	○	A7	購入後、15年以上経過している。				
○	○	B1	購入後、10年以上経過している。				✓印がある場合は危険な状態になっていることがあります。事故防止のため速やかに新しい器具にお取り替えください。
○	○	B2	点灯するまで時間がかかる。 [*]				
○	○	B3	極端に明るさが低下している。 [*]				
○	○	B4	ちらつきが頻繁に生じる。 [*]				
○	○	B5	カバー、パネルなどに変色、変形、ひび割れなどがある。				
○	○	B6	塗装面にふくれ又はひび割れがある、もしくはさびが出ている。				
○	○	B7	器具取付部及びランプ取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。 [*]				
○	○	B8	点灯しているLEDの色味に変化してきた。 [*]				※ランプ使用器具の場合は、新しい適合ランプに交換してください。
○	○	B9	調光、調色、センサー等の機能が効かない。				
○	○	C1	ランプの端部が極端に黒化している。				✓印のものはランプ使用器具の場合、新しい適合ランプに交換してください。また、ランプの交換が出来ない場合は、新しい器具にお取り替えください。
○	○	C2	グロースタータ(点灯管)が点滅を繰り返す。				
○	○	C3	ランプの本体、又はグローブに変色、変形、ひび割れがある。				
○	○	C4	器具に適合外のランプが取付けられている。				✓印がある場合は直ちに取除いてください。
○	○	D1	照明器具の近傍に燃えやすいものがある。				

チェック欄が足りない場合はコピーしてお使いください。上記点検項目以外でも不具合があれば、ご購入した販売店・工務店・メーカーなどの専門家に相談ください。

「安全チェックシート」は(一社)日本照明工業会のホームページよりダウンロードできます。 URL <https://www.jlma.or.jp>